

平成 30 年度 生駒市の障がい者福祉の取り組みについて

1 第 5 期生駒市障がい者福祉計画に基づく事業の実施

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 ヶ年の計画として、「第 5 期生駒市障がい者福祉計画」に基づき各事業等を実施します。

2 地域生活支援拠点事業

障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備えて、重度の障がい者や一人暮らしの障がい者等が地域生活の上で必要な生活の体験や緊急的支援が受けられるよう、平成 29 年度（平成 30 年 1 月 15 日）から開始した地域生活支援拠点について、相談機能を整備して更なる支援体制の構築を行います。

3 精神障がい者理解啓発事業

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域移行定着のための講演会の開催や、精神障がい者でピア活動をする人を養成するための講座を、地域活動支援センターコスモールいこまに委託して実施します。また、養成後に活動する機会や場所を検討します。

4 障がい者理解・啓発に関する事業

障がい者理解とちょっとした手助けをする「あいサポーター」の養成を行います。また、養成講座では、当事者が体験談などを話す機会を設ける等、より障がいの理解を深めることを目指します。

5 福祉センター改修・整備事業

福祉センター利用者の安全確保とバリアフリーの対応のため、経年劣化した施設の修繕と備品の交換等を計画的に行います。